

和光市駅北口駅前広場基本設計業務委託

特記仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、和光市（以下「発注者」という。）が発注する「和光市駅北口駅前広場基本設計業務」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

(業務目的)

第2条 和光市駅の南口駅前広場は、土地区画整理事業（平成10年竣工）によって整備されており、タクシープールやバス停留所を有しているが、北口は駅前広場がなく、タクシー停車場1か所、バス停留所1か所を有した簡易なものとなっている。

本業務は、和光市駅北口周辺の安全性・利便性の向上を目的に現在施行している、和光市駅北口土地区画整理事業と和光市駅北口地区第一種市街地再開発事業によって整備される新たな駅ビル、道路や公園と調和のとれた駅前広場を整備するため、行うものである。

(履行期間)

第3条 本業務の履行期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

(準拠する法令等)

第4条 本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか関係法令等を遵守し、関連計画等（国、県、本市等）との整合、調整に十分留意するものとする。

(提出書類)

第5条 受注者は本業務の着手に先立ち、各工程における作業方法、作業日程について適切な業務実施計画を立案し、あらかじめ発注者の承認を得て、下記の書類を提出するものとする。なお、変更する場合も同様とする。

- ・着手届
- ・業務実施計画書
- ・工程表
- ・管理技術者通知書
- ・その他必要な書類

(配置技術者)

第6条 技術者は、管理技術者、照査技術者、担当技術者（都市デザイン技術者、土木設計技術者）を配置しなければならない。詳細は、和光市駅北口駅前広場基本設計業務委託公募型プロポーザル実施要領2ページを参照すること。

(和光市駅駅前広場検討委員会)

第7条 駅前広場基本設計を行うにあたり、設計方針や整備案などについて、幅広く意見をもらうため、学識経験者（都市計画、交通・道路、建築・デザイン）、関係団体等、和光市職員から構成される和光市駅駅前広場検討委員会を設置する。検討委員会における議論・検討内容を踏まえ、基本設計業務を遂行すること。

(個人情報の取り扱い)

第8条 受注者は個人情報保護の重要性を認識し、業務の遂行にあたっては、契約書に添付する「個人情報取扱特記事項」に定める事項のほか、個人情報の保護に関する法律、その他関係法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(責務)

第9条 本業務に必要な資料は、受注者が収集作業を行う。また、これらの資料内容及び調査の成果は、発注者の許可なく外部に漏らしてはならない。また、発注者から貸与された資料についての破損、紛失等の重大な過失を生じた場合は、受注者がその責任を負うものとする。

(業務の完了)

第10条 本業務は、発注者の検査・合格を持って完了とする。その際、訂正等指摘事項があれば、受注者は速やかに訂正するものとする。

(成果品に対する責任の範囲)

第11条 受注者は、業務完了後であっても、成果品に関して発注者が通常行う検査では発見し難い誤りや不備が発見された場合は、発注者の指示に従い速やかに訂正をしなければならない。なお、これに要する経費は、受注者の負担とするものとする。

(成果品の管理及び帰属)

第12条 本業務の成果品は、所有権、使用权、著作権を含め発注者に帰属するものであるため、受注者は成果品等の適正な管理に努めなければならない。また、受注者は発注者の許可なく成果品の複製、第三者への公表、提供、貸与をしてはならない。

(損害賠償)

第13条 受注者は、本業務実施中に生じた諸事故等に対して一切の責任を負い、発注者に発生原因・経過・内容等を報告し、発注者の指示に従うものとする。

(疑義)

第14条 本業務の本特記仕様書に明示なき事項及び疑義を生じたときは、発注者と協議のうえ、発注者の指示に従い、業務を遂行するものとする。

第2章 業務概要

(業務概要)

第14条 本業務の業務概要案は以下のとおりとする。

1. 駅前広場基本設計

過年度に実施した「和光市駅北口駅前広場ワークショップ支援業務委託」のとりまとめ結果、学識経験者を含む検討委員会における議論・検討、企画提案内容をもとに将来の駅前広場のあるべき姿を検討して基本設計業務を行う。

(1) 基本条件の整理

現地踏査や既存資料の整理(過年度の検討内容含む)を行うとともに、和光市土地区画整理事業、再開発事業との計画の整合性、周辺施設との関連性等を把握して前提条件の整理を行う。

(2) 設計方針の検討

駅前広場の設計方針検討にあたっては、下記の関連事業との関連性を考慮すること。

(関連事業)

- ・和光市駅北口地区第一種市街地再開発事業
- ・和光市自動運転サービス導入事業

(3) 整備案の検討

設計方針の検討により導き出された設計条件などを基に最終整備案の作成を行う。

(4) 景観設計

最終的な整備案に対して、ワークショップや検討委員会での意見を考慮して、駅前広場内の配置計画・利用計画や植栽計画、舗装材、シェルター等の施設の比較検討を行い、整備イメージを検討する。

(5) 基本設計図の作成

上記で検討した内容に基づいて、駅前広場の基本設計図(S=1/250)の作成を行う。

(6) 排水設計

別途、検討されている和光市駅北口土地区画整理事業や再開発事業に併せて排水方針の検討、設計を行う。

(7) 概算工事費の算定

基本設計図に基づき、概算事業費の算出を行う。

(8) 協議資料の作成

基本設計に伴い、関係機関との協議に必要な資料の作成を行う。

(9) 報告書作成

検討した内容を報告書として取りまとめる。

(10) 照査

上記業務に対して適宜基本設計を行う上で、重要となる局面で方向性や設計条件の内容などの照査を行う。

(11) 設計協議

業務の適正な遂行を図るため、業務着手時、中間時、成果品納入時を基本として打合せを行うが、必要に応じて適宜打合せを行う。また、関係機関との協議も行う。想定される協議先は以下とする。

- ・和光市駅北口地区再開発準備組合
- ・東武鉄道株式会社
- ・東武バスウエスト株式会社
- ・朝霞・志木地区タクシー協議会

(12) 市民意見の聴取

基本設計には、広く市民意見を聴取し意見を反映させるとともに、まちづくりに対する市民の関心を高めることを目的とし、駅前でのパネル展示やアンケート調査等の市民意見聴取を行う。

実施する取組の支援として、必要となる資料の作成、企画立案、運営等を行う。

2. 検討委員会運営支援

和光市駅駅前広場検討委員会において、資料作成、会議準備、会議出席、議事録作成などの運営支援を行う。

第3章 成果品

(成果品の提出)

第15条 本業務における成果品は、次のとおりとする。

成果品一覧

- | | |
|-----------------------------|----|
| ・基本設計検討書 | 2部 |
| ・基本設計図 | 2部 |
| ・検討委員会結果（当日資料、議事録、取りまとめ資料等） | 1式 |
| ・市民参加結果（当日資料、議事要旨、取りまとめ資料等） | 1式 |